

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3912 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 7. 21

・ 静岡県における豚熱の患畜の確認（国内105例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について……………	217
・ 高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について……………	218
・ 家畜衛生レポート（青森県）……………	219
・ 愛玩動物獣医師向けのリーフレット公開のお知らせ……………	222
・ 各班だより（畜水産安全管理課 獣医療提供戦略班）……………	223

☆静岡県における豚熱の患畜の確認（国内105例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和 8 年 7 月 4 日付けプレスリリース）

本日、静岡県富士宮市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所 在 地：静岡県富士宮市

飼養状況：約1,174頭（一貫）

2. 経緯

（1） 令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）、静岡県富士宮市の農場において県が立入検査を行った際に豚熱を疑う事例を認めた飼養豚についてPCR 検査を実施したところ、陽性が確認されました。

（2） 野外株かどうかの確認を行うため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、7 月 4 日（土曜日）、豚熱の患畜であることが判明しました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛

生に関する研究機関

3. 今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (6) 飼養豚への適時・適切なワクチン接種を徹底します。

4. 農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和8年7月4日（土曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとな

るため、厳に慎むようお願いいたします。

- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について

(令和8年7月6日付けプレスリリース)

令和7年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生が終息したことを受けて、農林水産省が国際獣疫事務局（WOAH）に提出した清浄化宣言が、令和8年5月30日（土曜日）を清浄化の開始日として、WOAHのウェブサイト（<https://www.woah.org/en/what-we-offer/self-declared-disease-status/>）に掲載されましたのでお知らせします。

1. 経緯

令和7年10月から令和8年4月まで国内の家きん飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）については、令和8年5月1日（金曜日）までに全ての防疫措置が完了しました。その後、新たな発生が確認されなかったことから、WOAHの規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言を提出していました。今般、当該清浄化宣言が、令和8年5月30日（土曜日）を清浄化の開始日として、WOAHのウェブサイト[外部リンク：<https://www.woah.org/en/what-we-offer/self-declared-disease-status/>]に掲載されました（7月3日掲載）。

2. 防疫対策強化のお願い

高病原性鳥インフルエンザは、令和7年シーズンにおいても北米や欧州のほか、南米等でも発生するなど、世界的にまん延しています。家きん飼養農場を含む畜産関係者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期の発見・通報により、発生予防及びまん延防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

3. その他

令和7年シーズンに発生があった道府県においても、家きん由来製品等の輸出が可能となっています。詳しくは次のページよりご確認ください。
・鳥インフルエンザの発生に伴う家きん肉・家きん卵の輸出停止・再開について

[https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html]

(参考)

- ・「鳥インフルエンザに関する情報」についての詳細はこちらのページ [<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>] を御覧ください。
- ・「国際獣疫事務局 (WOAH)」についての詳細はこちらのページ [<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>] を御覧ください。

☆家畜衛生レポート (青森県)

青森県むつ家畜保健衛生所

はじめに

むつ家畜保健衛生所 (以下、当所) は、青森県の

最北部の四方を海に囲まれた「まさかり半島」とも呼ばれる下北半島に位置する本州最北端の家保です。当該地域は中央に恐山があり平野部が少なく約8割が森林地で、稲作には不向きな地域だったため古くから海上交易と漁業・林業・畜産業が主産業となっています。

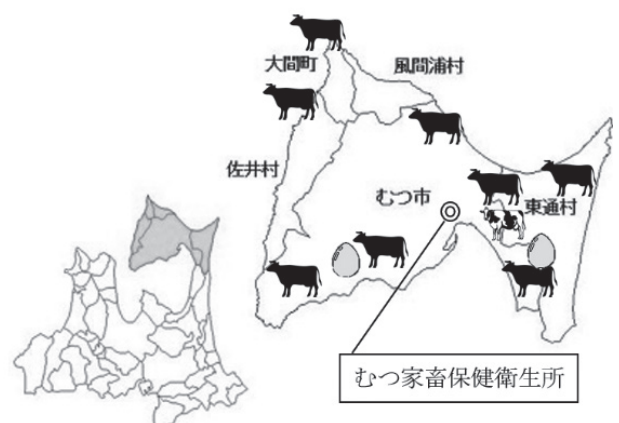
管内の畜産は、豊富な飼料基盤等の優位な立地条件を活かし、酪農及び肉用牛を中心に営まれており当地域の主要産業となっています。

1 組織体制

令和6年度に県の組織体制が見直しになり、家保は5家保から4家保 (八戸、中央、つがる広域、むつ) へ再編され、当所の管轄も1町減の1市1町3村となりました。

また、令和7年度からは県内すべての家畜保健衛生所に「畜産振興課」が設置され、畜産関係の補助事業や普及事業など、地域の畜産行政を一体的に担う事務所として再スタートしました。

組織は、所長、副所長、防疫・衛生指導課及び畜産振興課の2課で構成されており、所長を含めた獣医師職員4名と畜産職員6名、総務担当1名、技能技師1名、非常勤事務員1名の計13名体制となっています。



2 管内の畜産概況

管内における家畜飼養頭羽数は、乳用牛690頭、肉用牛1800頭、馬34頭、採卵鶏39万羽、肉用種鶏14万羽で、本県畜産業の中でも重要な地位を占めています。

また、管内には公共牧場が13か所あり、主に肉用繁殖雌牛の放牧と採草地として利用されています。

3 重点的な取組

(1) 高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）対策

HPAIについては平成28年度の初発以降、本県では令和3年度、令和4年度及び本年4月に発生が確認されています。令和4年度には国内最大規模の発生事例を含む5農場で発生が確認されるなど、極めて困難な対応が求められました。これを契機に防疫作業を円滑に遂行するため、資材・人員の輸送等に係る協定や防疫作業に係る協定を民間事業者と締結したほか、資材・人員の輸送管理、防疫作業の進捗等を一元的に運用できる防疫情報管理システムを開発しました。

当所管内には種鶏10農場、採卵鶏1農場、育雛1農場、育成1農場があります。毎年度巡回で得た情報を基に防疫計画の更新や防疫演習も実施してお

り、昨年度は動員者の集合拠点から現場事務所までのバス移動や農場敷地を拝借し、現場事務所の設置・運営訓練を行い、万が一の発生に備えています。

(2) ヨーネ病対策

平成25年4月に国が「牛のヨーネ病対策要領」を制定後、本県では家畜伝染病予防法に基づく定期検査の間隔を肉用牛では2年、乳用牛では5年と強化した体制で実施しています。また、これまでの患畜摘発月齢の傾向から、令和7年2月からは検査対象月齢を24か月齢以上としています。

なお、当所管内では昨年度に7年ぶりの発生がありました。現在は清浄化を達成しています。

(3) 牛伝染性リンパ腫対策

近年全国的に増加傾向にある牛伝染性リンパ腫（以下、EBL）対策としては、当所管内では春・秋に抗体検査を行い、農場の実情に即した陰性牛・陽性牛の分離飼養を指導しており、1農場が清浄化を達成しています。

また、昨年11月には8か月齢の若齢肉用子牛のEBL発症を疑う事例があり、農場飼養牛については牛伝染性リンパ腫ウイルスリアルタイムPCRを用いたリスク評価に応じた牛の再配置を行い、清浄化対策に取り組んでいます。

(4) 獣医師確保対策

全国的に家畜衛生に従事する獣医師の確保が困難となる中、青森県においても公務員獣医師の不足が続いています。こうした状況を踏まえ当所においてもインターンシップ生を受け入れ、血液検査や細菌



現場事務所の設置・運営訓練

検査などの実習を通して、家畜衛生業務への理解と興味関心の醸成に努めています。また、管内の小学校を対象にした「ユメココ教室」を年2回開催し、公務員獣医師の仕事について紹介するなど、地域の将来を担う若年層への啓発と家畜衛生業務への理解促進を図っています。

4 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

今年度、第80回国民スポーツ大会（以下、国スポ）と第25回障害者スポーツ大会（以下、障スポ）が開催されます。本県では昭和52年の国体以来49年ぶりで、国スポは10月10日から20日、障スポは10月23日から26日の開催期間となっています。

県内開催の競技は、各競技団体や市町村の協力のもと、当所の職員もスタッフとして従事する予定であり、県を挙げて大会の成功に向けて取り組んでいるところです。また、会場の都合で県外開催（山梨県北杜市）となる馬術競技についても、県獣医師会の協力を得ながら、準備を進めています。

おわりに

本年4月22日に本県では3年1か月ぶり、令和7年シーズンでは24例目となるHPAIの発生（採卵鶏

23万羽規模）が確認され、当所からも獣医職及び畜産職の職員計8名が24時間体制で現地支部、発生農場、埋却地等の対応に従事しました。

今回の発生では1都1府10県から延べ25名の獣医師職員の皆様に応援をいただきました。年度初めの忙しい時期に御対応いただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

最後に、当所が所管する下北地域には、「大間町のまぐろ」「佐井村のウニ井・いくら井」といったおいしい海産物、そして「むつ市の恐山」「風間浦村の下風呂温泉郷」「東通村の寒立馬」などの観光地があります。全国の皆様にも、本州最北端の地である自然豊かな下北地域に足を運んでいただき、その豊かな自然や食、文化を満喫していただければ幸いです。



東通村の寒立馬



小学校でのユメココ教室



本州最北端の地 大間崎

☆愛玩動物獣医師向けのリーフレット公開のお知らせ

動物分野の薬剤耐性菌の全国的なモニタリング (JVARM : https://www.maff.go.jp/nval/yakuzai/yakuzai_p3.html) の結果に基づき、犬・猫から分離された細菌の薬剤耐性動向を整理したリーフレットを農林水産省ホームページ (https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/240328_7.html) に掲載しました。第2弾は猫由来メチシリン耐性コアグラゼ陽性ブドウ球菌 (MRSP 及び MRSA) です。日常診療における適切な抗菌薬選択や飼い主さんへの説明の際の参考資料として、ぜひご活用ください。

農林水産省による動物分野の薬剤耐性菌の全国的なモニタリング (JVARM) の結果より

猫由来メチシリン耐性コアグラゼ陽性ブドウ球菌 (MRSP及びMRSA)

日本の病気の猫由来コアグラゼ陽性ブドウ球菌は、*Staphylococcus pseudintermedius* (SP*)と*Staphylococcus aureus* (SA*)が分離されています。日和見感染症を起こし、皮膚や尿路の感染症の原因菌となります。

*メチシリン (感受性試験ではオキサシリンを用います) に耐性を示すものをMRSP又はMRSA、メチシリンに感受性を示すものをMSSP又はMSSAという。

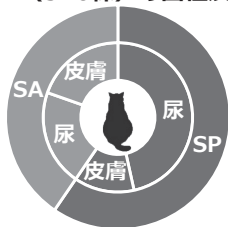
☑MRSP/MRSAは多剤耐性菌です。

- ・有効な抗菌薬を選択・使用するためには感受性試験の実施が重要。
- ・皮膚や耳では洗浄や消毒を選択肢に。
- ・臨床症状がない細菌尿では、治療しないことを選択肢に。

☑院内感染対策も重要です。

- ・MRSAは人医療でも大きな問題。動物病院内で広げない対策が必要。

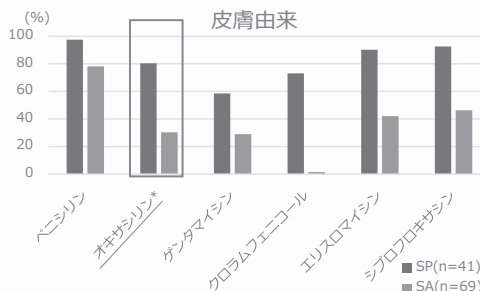
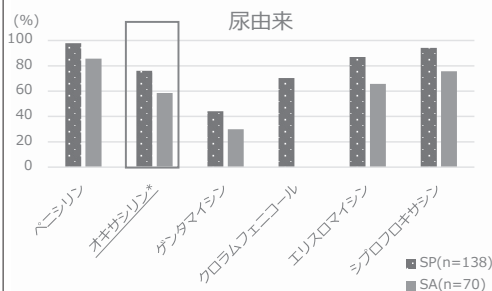
図1：2017年から2024年に病気の猫から分離されたSP及びSA (576株) の菌種及び分離部位の割合



日本の病気の猫由来コアグラゼ陽性ブドウ球菌は、*Staphylococcus pseudintermedius* (SP)と*Staphylococcus aureus* (SA) がともに分離された。

図2：2021年から2024年に病気の猫から分離されたコアグラゼ陽性ブドウ球菌の採材部位ごとの菌種別耐性率

*オキサシリン耐性 →MRSA, MRSPと判定



- ・SPはほとんどの薬剤で高い耐性率を示し、耐性が大きく異なる薬剤がある。
→ SPとSAはグラム染色でも区別がつかないため、感受性試験は重要。
- ・SPのうちMRSPは尿・皮膚ともに約8割を占め、SAのうちMRSAは尿由来で約6割、皮膚由来で約3割 (オキサシリン耐性参照)。MRSP、MRSAは多くの薬剤に耐性。
→抗菌薬以外の治療の検討が必要。

愛玩動物の慎重
使用の手引きは
こちら →



抗菌薬一覧は
こちら (2023
年更新) →



〇お問い合わせ〇

動物医薬品検査所 動物分野AMRセンター
mail: nval_amr@maff.go.jp



農林水産省

☆各班だより（畜水産安全管理課 獣医療提供戦略班）

獣医療提供戦略班では、産業動物獣医師確保に向け様々な施策を実施しています。都道府県や地域においても、日々取組を実施していると思いますが、今回は、農林水産省における「産業動物獣医師の業務の魅力発信」に関して、関係団体の取組も含め紹介させていただきます。

農林水産省職員による出前講義の開催

全ての獣医学生に産業動物分野への関心を高めるためにはどうしたらいいかとの思いから、令和6年に「獣医系17大学産業動物分野ネットワーク」を構築し、各大学の産業動物分野の先生方と農林水産省で意見交換を始めました。

その中で、産業動物獣医師の業務に関する講義の拡充を何かできないかとの観点で、令和7年から農林水産省職員による産業動物獣医師の業務の魅力を伝えるための出前講義を開始しました。今年も実施大学数を増やして取組んでいます。

講義内容は、導入として獣医師のイメージから始まり、畜産業の現状に加え、新聞記事を題材に獣医師と畜産業の関わりを紹介しております。その後、産業動物診療及び家畜衛生公務員といった産業動物分野の獣医師の業務紹介やインターンシップ・修学資金の情報を伝えています。

この取組みは、引き続き実施していきたいと思いますが、講義を実施している中で感じていることは、現場での業務の内容を伝えるには、実際にその職場で働いている人からの話が必要だと思っています。

今後、獣医系大学の近隣県だけでなく全国の都道

府県、NOSAI、開業の獣医師さんと一緒に出前講義ができたらいいなと考えていますので、「出前講義で業務の魅力に関して、熱い思いを伝えたい」などあれば、ぜひご連絡いただきたく思います。

関係団体の取組

①（公社）日本獣医師会の取組

獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野等に就職しており、卒業生（約1,000名/年）のうち、産業動物分野に就職する割合は2割に留まっている状況です。このため、獣医系大学を志す高校生（保護者含む）及び獣医大学生へ「産業動物獣医師という仕事の重要性・やりがいを伝える」ことが重要であるため、産業動物獣医師魅力発信普及を進めています。

（参考）日本の畜産を支える獣医さんになろう



<https://juishi-miryoku.com/>

② 地方全国競馬協会の取組

産業動物獣医師については、既存の取り組みが、主に高校卒業以上の人や獣医系大学の学生を対象にしている中、保護者も含めたより早い段階での職業としての認知を促すことを目指して「児童向け図書」の制作し、全国の小学校の図書室や主な公立図書館等に配架することを通じて、普及啓発を進めています。

(参考) 獣医師のひみつ～動物の命と私たちの暮らしを支える～

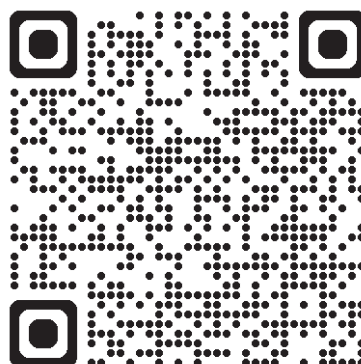


<https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library-work0010/>

今回は、「産業動物獣医師の業務の魅力発信」の取組を紹介させていただきましたが、引き続き関係者の意見を聴きながら、適時適切な獣医療を提供するために必要な施策を戦略的に提案できるように努めます。

通 信 今年の夏、7月29日(水)と30日(木)に多くの府省庁が連携してこども霞ヶ関見学デーが開催されます。農林水産省でも農林水産業に関わる様々な取組を子供たちに見て、知って、体験していただく企画が準備されています。生産安全・衛生の関連では「動物の健康と食の安全を守る動物のお医者さんたちの仕事を知ろう!」をテーマとして、産業動物獣医師の魅力、家畜・水産動物の飼料や動物用医薬品の安全性等の確保、薬剤耐性菌の対策等について分かりやすくご紹介するブースを若手職員が一生懸命企画して準備しています。動物用医薬品の審査や品質確保を担う動物医薬品検査所の取組や、海外からの家畜伝染病の侵入を水際で防ぐ動物検疫の取組についてもご紹介しますので、多くの皆様のご来場をお待ちしています。本年は、動物医薬品検査所の「ジェニファー」や動物検疫所の「クンくん」もエントリーしている農林水産省のキャラクター総選挙が初めて開催されます。皆さま(お子様)からの清き一票をよろしくお願いします。

〈令和8年度こども霞ヶ関デー(農林水産省ウェブサイト)〉



毎週月曜日発行

家 畜 衛 生 週 報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1